

2008年10月6日

### 公認会計士試験免除資格について

公認会計士試験において、大学院修了後、科目等履修生などの形で修得した単位を免除に必要な単位数として組み入れることができるかどうかを問い合わせておりましたが、その回答を得ましたので、お知らせします。

#### 公認会計士監査審査会の説明

「修士（専門職）」の学位による試験科目の一部免除は、必要とされる単位を履修した上で、当該学位を授与された者が試験科目の一部免除の対象となります。したがって、当該学位授与後に、科目履修等により修得した単位は、試験の一部科目免除に必要な単位数に算入されません。

上記事項は、公認会計士監査審査会の HP にも掲載されているそうです。2年後期の履修にあっては、この点を考慮して、授業の履修を行ってください。

会計研究科教務委員会